

○東京藝術大学令和7年度米国の大学等に在籍する日本人学生等
への支援に関する特例要項

〔 令和7年7月17日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、米国の大学又は大学院（以下「米国の大学等」という）に在籍又は合格（以下「在籍等」という）している者で、米国政府の留学生受入れに関するプログラムの停止の措置により、米国内に入国できない日本国籍、永住者又は特別永住者の在留資格を持つ学生（米国の大学等に在籍等していることが確認でき、かつ本学の研究分野に関連している学生に限る。以下「米国の大学等に在籍等している日本人学生等」という）の学修を支援するため、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則及び東京藝術大学特別聴講学生規則の特例を定めるものとする。

(受入れ身分)

第2条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等が本学又は本学大学院への入学を希望する場合は、特別聴講学生として受入れるものとする（以下「米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生」という。）。

(米国の大学等との協議)

第3条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生は、所属する米国の大学等との協議を経ることなく、受入れることができるものとする。

(出願手続)

第4条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、学長に願い出なければならない。ただし、提出が困難と認められるものは、第1号、第5号及び第6号を除いてその提出を免除することができる。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の様式による。）
- (2) 米国の大学等の成績証明書
- (3) 米国の大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) 米国の大学等の在学証明書、学生証、入学許可書、合格証明書、授業料の領収書又は公式なメール等在籍等していることが確認できる書類の写し
- (6) 日本国における永住者又は特別永住者の在留資格が確認できる書類の写し（日本国籍者は除く）
- (7) その他本学が必要と認める書類

(聴講期間)

第5条 聴講期間は、令和7年度内とする。ただし、やむを得ない事情により、聴講期間を変更する場合は、教授会等の意見を参考として、学長が許可することができる。

2 前項の聴講期間は、令和7年度内とする。

(受入れの許可)

第6条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生の受入れは、教

授会等が選考し、学長がこれを許可する。

(受入れ可能人数)

第7条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生の受入れ可能人数は、各学部等で若干名とする。

(授業料)

第8条 米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、米国の大学等に在籍等している日本人学生等特別聴講学生に関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年7月17日から施行する。